

安曇野市教育委員会10月定例会会議録

日 時；平成27年10月26日（月）午前9時30分

場 所；安曇野市役所本庁舎3階「会議室301」

出席者

教育委員：教育委員長 唐木博夫、委員長職務代理者 宮澤豊弘、教育委員 内田洋子、

教育委員 須澤真広、教育長 橋渡勝也

事務局：教育部長 北條英明、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、

文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 高嶋俊明、

学校教育課教育指導室長 飯嶋正成

書記：学校教育課教育総務係長 大澤明彦、教育総務係 岩原遼子

◎開 会

教育部長 ただいまから安曇野市教育委員会の10月定例会を開催いたします。

◎教育委員長挨拶

教育部長 唐木委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長 おはようございます。今日は、今期の教育委員会会議としては最後の会議になるわけですが、よろしくお願いいたします。

少しお話しさせていただきたいと思いますが、10月17日に教育委員会が後援している行事で、「安曇野の子どもを語る会」というのがございました。PTA、子ども育成会、それから民生児童委員、教職員など子どもたちにかかわる方々約90人ほどですが、お集まりいただいて安曇野の子どもたちのよりよい育ちという一点に集中して現況とか課題、それから改善策などが話し合われました。高等学校からも4校の校長先生においでいただきました。

印象に残っている点を幾つか紹介したいというふうに思いますけれども、こんなことが保護者のほうから出されたのですが、今の子どもたちは手伝いをほとんどはしない。または機

械化によって手伝わせることができない、そういう機会がないのだということの話がありました。しかし、もし手伝うことによって子どもの育ちが促されていくのであれば、そういう場を大人が意図的に用意する、そしてそういう場を与える、そういう工夫をしなければいけないのではないかなというようなお話がありました。

それから、子どもの体力不足が大変気になると。体を通した体験的な実感、そういうものが不足しているのではないかなというお話がありました。

それから小中高の連携の話がありまして、子どもたちがかわる、それから教師がかわるという形で小中高の連携を進めていかれたらどうかと。

豊科高校の校長先生からのお話で、高校生も大変素直に成長していると。そして、一つは印象的なんですから、お弁当を持ってくる。近くにコンビニとかいろいろなところがあるので、子どもたちは結構お弁当を持ってくるんですよという、そんなお話をお聞きしました。少し高校生気質も変わってきているのかなというようなお話がありました。

それから、大人として子どもにどう接していかなくてはならないか、考えていかなくてはいけないと。子どもの育ちの環境づくりの責任は大人にあるんだという話があったわけです。

今、安曇野市ならではの信州型コミュニティスクールの構築を進めているわけなんですけれども、是非安曇野市型のコミュニティスクールにするためいろいろな情報を集める、いろいろな立場の方々とお話をしたり接するということの必要感を感じました。教育委員会の中での検討、それから関係機関との検討も大事ですけれども、いろいろな立場の方々の話を聞かないと形をつくって中身がうまく動いていくかどうかということも考えていかなくてはいけないかなと思ったわけです。

次であります、10月21日、1/2成人式がありましたけれども、安曇野市の一つの学年の全員を一堂に集めるという行事は初めてであるわけですから、担当の生涯学習課を初め教育委員会事務局全体のご尽力に感謝申し上げます。

こういう行事をやったときに当然、当事者である子どもたちのとらえ、それから大人のとらえがあるわけですから、子どもの育ちにつながるんだということは私たち自信を持って、そして進めていかなくてはいけないのかなということを思ったわけであります。

今日もたくさんの議題が用意されておりますけれども、また活発な、また慎重な審議をよろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

委員長 それでは続きまして、公開、非公開についてお願いしたいというふうに思います。

教育委員会の会議について、地方教育行政法第14条第7項により、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。

本日の協議議案、報告事項について、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する議案・報告事項として、報告事項の第3号 平成27年度児童生徒の区域外通学者について、第4号 教育長報告について、非公開とするよう発議いたします。

委員のほうから何かご発言ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 なければ、議決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。3分の2以上の賛成がありましたので、議決されました。

では、本日の会議を次のように進めたいと思います。公開する議案・報告事項として、議案第1号から議案第9号、報告事項の第1号、第2号、第5号、非公開とする報告事項は、報告事項第3号、第4号とします。

協議、報告の順番は、議案第1号から第9号、報告事項第1号から第2号を扱います。

なお、報告事項第5号は報告事項第2号の(1)学校教育課報告の中で報告していただきたいと思います。

以後、非公開といたしまして、報告事項の第3号、第4号を扱います。

なお、議案第9号にかかわる申請書は個人情報に記載されているため、非公開といたします。

会議録についてであります。9月定例会の会議録が出ています。発言の趣旨や字句など修正すべきところがありましたら、事務局に申し出てください。事務局より会議録の校正確認依頼が出ていますが、それに沿って校正をお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市中間教室設置条例の一部改正について

委員長 それでは、協議に入りたいと思います。

それでは、議案第1号をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市中間教室設置条例の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは前回、教育支援センターを設置するという事について協議いたしました。それに伴うものでありますが、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということであります。これで進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議案第2号 安曇野市図書館条例の一部改正について

委員長 それでは、議案第2号、お願いいたします。

図書館交流課長 「安曇野市図書館条例の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

三郷図書館、堀金図書館の住所変更に伴う協議であります。

この件について質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ。

内田委員 堀金の図書館ですけれども、今ある堀金公民館の建物はどのような使われ方をするのか、わかった範囲でお願いします。

生涯学習課長 現在の堀金の公民館につきましては、今の講堂部分を残しながらその他の部分は解体いたします。講堂に付帯するトイレだとかちょっとした会議室等につきましては、併設といいますか、横につける形での改修を考えております。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

内田委員 はい、ありがとうございます。

委員長 他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、住所変更について異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということであります。これで進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◎議案第3号 安曇野市学校の通学区域に関する規則の一部改正について

委員長 議案第3号をお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市学校の通学区域に関する規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

通学区域に関する規則の一部改正であります。これについてもいろいろと報告をいただいている中身になりますけれども、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということであります。これで進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議案第4号 安曇野市交通安全条例施行規則の一部改正及び安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程の制定について

委員長 続きまして、第4号、お願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市交通安全条例施行規則の一部改正及び安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程の制定について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

この件について御質問、ご意見をお願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 私から質問を少しさせていただきたいと思います。毎回、例えば教育委員会の会議の中でも交通事故報告とか、それから他の会議のときにもやはり委員のほうから通学路の安全確保を進めてほしいという声はかなり頻繁に出るわけなんですけれども、教育委員会がこの交通安全推進協議会に入ることによって具体的にどのような動きが生じ、そして通学路の見

直しが進んでいくのか、その辺について何かもし現在わかっていることがありましたら教えてください。

学校教育課長 まず、一番は合同点検を実施して現場に出向くということでございます。年1回行いまして、そこで緊急性、緊急に実施する必要があるならばそのときにすぐにでも実施するというものでございます。

この合同点検ですけれども、市内の改善の要望箇所、これは先ほど申し上げました専門部会の委員と関係機関、また団体と一緒に参加して合同点検を行って危険箇所の洗い出しを行う。非常に危険な場所があれば、すぐにでも対応するというようなことでございます。

以上です。

委員長 それと以前、区長会を通してお願いするような経緯があったわけなんですけれども、今回の場合には例えば学校のほうからダイレクトにこの協議会の中にもお願いするということも可能になるということでしょうか。

学校教育課長 区長会からも上がってくるものも当然ございますけれども、これにつきましてには改善要望事項、当然その箇所にも行くことになると思いますし、そのようなことで危険な箇所を洗い出すというようなものでございます。

教育部長 若干補足させていただきますと、この協議会には私も委員の立場で出てきているわけですが、一番の課題は交通安全のプログラムをつくること。これをつくらないと実はいろいろな緊急点検以外、地元の区長さんからのご要望というのが、そのご要望の前にPTAの皆様方とかそういうご要望をまず区がまとめて、それを毎年市のほうに上げていただいているわけでございます。その中で特に例えば今、豊科北小学校の前の歩道の整備等も行っているところがあるわけですが、この交通安全プログラムの策定をいたしませんと国からの補助等がなかなかつかないという状況が実はございまして、要望に対して都市建設部のほうの部局としまして、それらに迅速に対応していくためにもこういう交通安全プログラムをつくって専門部会、また、そこにしっかり学校教育課のほうも入ると。こういう体制がちょっと時間的にかかっているわけですが、この交通安全推進協議会の中に位置づけをされたということですので、特にある程度規模の大きい国の補助事業をいただくような事業に対しましては、安全プログラム策定が必須条件だったということで、ちょっと時間的にかかっているわけですが、関係する部局の皆様方等とともにそれらを推進していきたいということで、条例上とか条例施行規則のほうが基本的には市民生活部のほうでずっとやってきていただいているわけですが、そこに学

校教育課のほうもしっかり事務局として入らせていただく、こんな状況でございます。

委員長 通学路の安全確保について、高い関心をお持ちの宮澤委員、いかがでしょうか。

宮澤委員 いずれにしても、こういう交通安全関係につきましては地権者が伴うものでありますので、そこらのところを計画はいいのですけれども、十分地域の皆さんと話し合いをする中で計画プログラムをつくっていただきたいと思います。

以上です。

委員長 他の委員、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、子どもたちの安全確保ということで幾つか通学路の課題があるわけですが、これに沿って進めていただくということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしということでありますので、積極的に進めていただいて子どもの安全確保をよろしくお願いいたします。

◎議案第5号 社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について

委員長 続きまして、第5号、お願いいたします。

生涯学習課長 「社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

では、第5号について、減免団体の基準の厳格化、明確化ということにかかわる改正であります。

委員のほうからご質問、ご意見等お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 それでは、一つ私のほうから教えていただきたいと思います。第2条第2項と第3項にかかわることですけれども、月の活動の回数、それから活動にかかわる人数5人、それから団体の会員数10人ということで新たに明確化されているわけですが、この5人、10人という数値は算定の根拠がもし何かありましたら教えてください。

生涯学習課長 実際、今回の要綱につきましては、行動を行っている団体ということに対して減免の許可を与える、使用に対しまして料金等の減免の許可を与えるというものでございます。団体というところで団体の活動としましては、やはり構成人員を10名、5名というのは必要ではないかというふうに考えてございます。各地域の説明会におきましてはテニスのサークルの方等からのご意見等もございましたが、基本的には例えばお2人でおいでになったときに減免団体、団体の活動として見れるのかと。あと各競技につきましては、テニス以外につきましては最低5人くらいからの競技という形になっておりますのでこちらのほうを5人で、構成人員につきましては今までの構成人員の流れ等を見ながら10名くらいで登録が必要だろうというふうに考えて、各地域におきましてもこの内容でご説明等をしてきております。

委員長 そうしますと例えば公民館使用も含まれるわけですが、5人、10人というあたりのところについて、市民の皆様からのこの人数はハードルが高いのではないかとか、そういうお話は特にはどうだったのでしょうか。

生涯学習課長 5人、10人につきましては、そういう厳格化につきましてはの本当に難しいとおっしゃる方もおいでになりました。なおかつ今回につきましては、市外の方につきましては内容的に登録等を認めない形でできております。そのことに対しましてのご意見等いただいておりますが、市外、市内につきましては実際名簿を出していただいた上で混在する団体の場合につきましては、内容的に今日おいでになっている方が全て市外の方であるという団体もあったりする場合もございますので、そういうことをご説明申し上げましてその方向でやっていきたいということでご説明してまいりました。

教育部長 若干補足させていただきますと、社会教育施設の減免団体の扱いというのは、今回使用料の見直し、また減免の見直し等をしていく中で、実はいわゆる体育協会だとかスポーツ少年団に入っていない、そういう団体の皆様の扱いをどうしていくのかということの中では、ここまで減免をしているというのは実は安曇野市のみでございまして、将来的にはこういう皆さん、振興を図るという意味合いと利用負担というところのバランスが非常に難しいわけでございますが、今回ここの団体の皆様を減免対象から全て外すというのはなかなか難しいのではないかといい中で、ある程度減免の基準をもう少し明確化させていただいたという経過もございます。

ですので、なかなか難しいところではあるのですが、その中で今活動的に2人だけで、それで登録して減免、同じようにスポーツ少年団とか体育協会とかいろいろな基準は違います

けれども、それらと同じ扱いを今後もしていくのかと。いろいろな議論をスポーツ審議会でもいただく中で、ある程度方向を今回はもう少し厳格化をして減免の基準をつくらせていただいたということでございますので、これはまた今、使用料自体もやっと来年4月から市内統一的な対応ができるように条例改正を9月議会で認めていただいたところでございますので、この団体の減免の扱いについては、また次にはどうしていくのか、これは次の課題だと思います。今回は経過措置的な意味合いも含めてこういう基準を設けさせていただいた、こんな状況でございます。

委員長 他の委員から何かありますでしょうか。

須澤委員 質問です。

社会体育施設などの申し込みがかなり殺到してきて、市内に在住の皆さんの使用に支障が生ずるといったような事態は生じているのでしょうか。

生涯学習課長 特にテニスコート等につきましては、やはり市外の方々が、特に安曇野市の南の地域につきましては松本地域の方々の利用が多いというようなところもございまして、市内の方々が使えない状況等も発生してきております。また、やはり予約でございますので空いているところで早く取っていただくとその方々が優先という形になるというところがございまして、今の体育施設につきましては利用の頻度が非常に高く、または一定の利用時間等に集中する傾向もございまして、市民の方々を優先してお使いいただくためにもこのような形を設けていきたいというふうに考えております。

以上です。

須澤委員 結構近隣の市町村の施設を使うということを聞いていますので、逆に安曇野市の市民が近隣の施設を使うのに支障が出ないようにしなければいけないという側面もあるというのを感じながらお聞きいたしました。しかし、そのような減免についての縛りとか様々な対策でかなり市民の方々への優先度が上がってくるということになりますれば、よろしいのではないかと、こう思います。

委員長 他にご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは今回、減免にかかわることについて、それから使用料にかかわることについて大きな改正になっていくわけですが、今部長の方から経過的な側面もあるのだということでありまして市民、例えば体育文化、それから社会教育文化、そういうような振興、向上ということも今後かかわってくるかと思っておりますのでいろいろな実施した後、また課題等生じ

たらなるべく検討していくということをお願いしたいわけなんですけれども、それから今回の減免団体の明確化、人数と活動内容の明確化ということについて、この方向で進めていただくことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、異議なしということですのでこれで進めていただいて、また状況をよく見ていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第6号 安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱の一部改正について

委員長 続きまして、議案第6号、お願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱の一部改正について」資料により説明。

委員長 誤記の訂正ということであります。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

（発言する者なし）

委員長 では、ご異議なしということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 では、異議なしということで、これで進めていただきたいと思います。

◎議案第7号 安曇野市公民館の理念について

委員長 では続きまして、議案第7号、安曇野市公民館の理念の制定についての協議であります。重要な内容でありますので、協議のほどよろしくお願いいたします。

では、提案をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市公民館の理念について」資料により説明。

裏面のご説明を続けてよろしいですか。

委員長 お願いします。

生涯学習課長 「安曇野市公民館の理念について」資料により続けて説明。

委員長 ありがとうございます。

4回にわたる公民館運営審議会の協議に基づいて、理念について答申をいただきました。

今後の安曇野市公民館運営にかかわっていく大事なことになりますので、全員の委員からご意見をいただくことにしたいというふうに思います。

まず、最初に確認をさせていただきたいと思いますが、今回公民館理念の答申とそれに対して付帯意見がつけられたわけですが、この付帯意見がつけられた背景といいますか、そういう状況について、運営審議会の中の様子を含めて補足の説明をいただけたらと思いますし、もう1点がちょっと確認ですが、現在中央公民館長はどの立場の方、堀金ですか。

生涯学習課長 まず、中央公民館長につきましては、平成26年4月から私が中央公民館の館長として任命されております。あと全体としましては、安曇野市公民館長会というものを組織いたしまして、これは5地域公民館長、プラス中央公民館長の私で館長会というのを組織しております。会長は堀金の館長さんになっていただいております。

まず、最初のご質問でございます。今回の付帯意見等が出てくる背景という形になるのかなと思いますが、説明の中でも申し上げましたが、補助執行という形で現在、各地域の公民館の職員につきましては、地域課の職員となりまして補助執行という形で公民館業務を私どもから執行していただくという形の形態に変わってきております。この内容等を進めてくる中におきまして、実際公民館と地域課における職員の数等も減少するような形がございまして、それ等を進めているうちに中におきまして、実際、市民との協働、または地域づくり等につきまして今の段階では難しいのではないかとという部分と、あと公民館活動につきましては、やはり教育委員会としての辞令と併任という形になるんですが、辞令をお出ししながら兼務ということで、私どもと同じように教育委員会の生涯学習課の中におきまして一緒に業務を進めていくことが必要になるのかなとということでございます。

またあわせまして、あと地域におきます公民館主事の任命につきましても今回、教育委員会の辞令と併任という形になりますと、公民館主事の辞令等もあわせ出すことが可能となりますので、社会教育法に則ります公民館活動を進める上で今回このような形が非常によろしいのではないかとというふうに考えております。

もう一つ出ておりますのが、大規模公民館等の解消でございます。これにつきましては豊科、穂高につきましては3万人前後の人口を有する地域公民館という形になると思います。その他三つにつきましては約1万人から、三郷が2万人くらいの形になってきておりますが、あまり大きいと今、やはり豊科、穂高地域で抱えております本当の地域づくりとしての公民館活動につきましては、ちょっと難しいのではないかとということで今回、あとこの中に出て

きておりますが、これからの公民館活動につきましてももう少し子どもを中心としたある程度の絵を描いていきたいと考えております。そのためにも公民館につきましましては、穂高、豊科につきましましては細かく分けられることがあるのではないかというような提案をさせていただいたことに対しまして、今回の付帯意見としましては、適正な規模で分割していくことについてはコミュニティスクール等のほうからも理想ではあるが、公民館の新設には人口減少を起すなど時間をかけて検討していく必要があるということで、望ましいということでこのような付帯意見をいただいております。

あと、中央公民館がなぜこのような付帯意見が出てきているかと申しますと、今回私どもの事務局としましては、中央公民館につきましましてはなくすことも構わないのではないかと。合併時、現在は穂高会館内に中央公民館を設置するという条例が現在も生きております。ただ、実態のあるところに職員等がない、または中央公民館は何の施設も持っていないというところがございまして、今回それをなくして運営協議会形式に変更はいかがでしょうかというふうなお話をいたしました。これにつきましましては、やはり全体的な目で見ながらいろいろ公民館活動を進めていく中央公民館の位置というのはあったほうがいいんじゃないかということで、継続することが望ましいというようなご意見をいただいております。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。付帯意見の中身についても吟味していただきました。

それでは、最初に公民館理念の答申していただいた中身について、これは答申として受けしていくかどうかということになりますが、まず、これについてご質問、ご意見を願います。四つのこれからの活動理念が示されたわけでありましたが。

地域づくりを地区公民館とともに進めていく、地域のつなぎ役として各種団体と連携し交流を進める、事業の継続性と時代に即したものの、そして市民に最も身近な生涯学習活動の場を提供するということでもあります。いかがでしょうか。

須澤委員 40ページの公民館運営審議会委員のメンバーの皆さんをお見かけするに、現実に社会教育関係者の皆さんが多く所属されているので非常に結構だと思うんですね。現実に当たっている人たち、理論面ではなくてそういう方たちで構成されていますので、この皆さんのご意見は現実にやられた上でのご意見だと思います。私がお聞きしたいのは社会教育委員を現実に、地区の公民館長とかですね、おやりになった方がそのまとめ役としてのその地域の公民館の体制について、例えば穂高も職員が減らされた状況が生じたわけですが、そのような多少の変更が生じてきている状況について、何らかの意見はございましたでしょうか。

生涯学習課長 40ページにお示ししてございますのは、公民館運営審議会の委員さんでございます。この審議会の会議につきましては、各公民館長は出席していただきながらご意見等をいただいております。今の職員数につきましては、各公民館長さん方からご意見として出していただいたものでございます。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

須澤委員 引き続きです。そうしますと、例えば1の職員体制の(1)……。

委員長 須澤委員。付帯意見のほうは後で具体的に扱いたいと思います。前段の公民館理念のほうについてもしあれば。

須澤委員 理念ね。

委員長 ええ、大元になるところであります。

須澤委員 理念は結構でございます。

委員長 結構ですか。

須澤委員 はい。

委員長 理念のほう、これで進めていただくということでご意見はいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 本当に細かいところなんですけれども、2番なんです、「安曇野市公民館は、各種団体などの育成とコーディネーターを務め、地域内の交流を進めます」という、この文章はちょっとつながっていかないのですけれども、各種団体などの育成ですよね、とコーディネーターですから、コーディネーターは直訳すれば調整する人ですよね。公民館が各種団体などの育成とコーディネーター役ですか、またはコーディネートに努めますか。文章のつながりがちょっと気になったんですけれども、これは答申として出ておりますので、安曇野市公民館、各種団体の育成、そしてコーディネーター、何のコーディネーターか。

教育部長 各種団体だけという意味ではないので、各種団体などの育成の部分とコーディネーターという2つの意味合いがありますので、そこは育成だけについてのコーディネーターという意味ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

委員長 各種団体などの育成、それとコーディネーターをすると。ちょっとまたいいのかなとも思いつつ、ちょっと文言がという気がいたしましたが。

教育部長 そういうご意見をいただきましたので、答申とすれば運営審議会から理念(案)という答申をいただいておりますので最終的にはその文言を若干、もしわかりやすくするの

であればさせていただいて決定させていただければと思います。もしあれでしたら次回のところまでにこういうような文言はいかがでしょうか、ということでご決定いただくということかと思えますけれども。

委員長 わかりました。

それでは、答申として安曇野市公民館の理念をこれは審議会のほうからお受けすることについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 では、答申としてこれをお受けしたいというふうに思います。

続いて、付帯意見の扱いということに今後なっていくかと思いますが、それについてご意見等お願いしたいと思います。

では、須澤委員、続けてお願いいたします。

須澤委員 ありがとうございます。

例えば付帯意見の１の（１）補助執行は止め、生涯学習課所属とするということは、具体的には生涯学習課の職員を多く配置するという、そういう意味合いでしょうか。

教育部長 この背景につきましては、平成26年度から補助執行というのは多分全国的にも例がなかったのではないかと思います。一番は地域づくりをともに進めましょうという理念で同じ所属にして、なおかつ市長部局の地域課の職員がこちらの公民館のほうの仕事もいたしますよ、ただし実際の体制的には地域課の課長に決裁権があって、そこには公民館長もいらっしゃるわけです。そうしますと、その辺のところの結局職員の意識だとか事務をいろいろやっていく上で果たして補助執行というのがいいのかと。１年半やってくる中でやはり公民館活動については生涯学習課が直接、教育委員会からストレートに伝わる形のほうがいいのではないかとということが一番でございます。

それで三郷、堀金、明科については建物が同じところにありますので、見た目的には今と同じなんですけれども、補助執行ではなくて併任、両方から辞令をいただく形でもっとやりやすくしたほうがいいのではないかと。同じ人間が同じ場所でやっても、上司は市民生活部の地域課の課長だと、それですぐ横には公民館長がいる。だけれども、辞令は地域課となると、そこにどうしても公民館活動としての意識がどうしても薄れてしまうという、そういうこともあるのではないかと。

逆にいいますと、今まで例えば地域課の職員が運動会等にほとんどかかわらなかった地域もあったのが一緒になってかかわっていただくとかいい例はあったのですが、どうも弊害の

ほうが多いのではないかというのが一つです。

もう一つ豊科、穂高については地域課の組織の中に職員が位置づけられておりますので、現実には建物が別になるわけですね。今、本庁舎には2階の窓のないところに豊科地域課があつてそこに公民館長、また職員がいます。今、公民館活動は豊科公民館が改修中ですのでなかなか実際にできておりません。今度豊科公民館ができたなら、ではあその中に誰が入つて地域課としての仕事は本庁舎に、区長さんたちが本庁舎に来たほうが絶対いいわけですので、あえて豊科公民館のところに地域課職員が行くか、行かないとなるとどうなるのか。こういう現実的なお話もある中で、(1)では直接に生涯学習課所属でしっかり職員を配置したほうがいい、こういうご意見をいただいたというところでございます。

穂高につきましても現在支所が、今埋蔵文化財を発掘調査中でございますが、来年7月くらいに新しい穂高の支所ができます。現在も穂高会館は地域課職員が所属でございますが、職員が減らされた状況でございます。そしてもっとも豊科、穂高については職員が減って公民館活動自体がうまく回らないのではないかと。こういう強いご意見も両公民館長からも審議会の中でもそういうご意見が出ております。また、違う地域も職員はみんな減ってきている中で果たしてそういう活動ができていくのかというような課題がございまして、こういう付帯意見をいただいたというところでございます。

委員長 この付帯意見が実際に公民館理念を実現していくための条件、それからもう一つは現状のところからも課題が幾つかあるのではないかと、その部分からきているということであります。

他の委員からの意見をいただきたいと思いますと思いますが、宮澤委員、いかがでしょうか。

宮澤委員 いずれにしても、各地区の公民館が大体改修も終わって、今二色の形になるのかとしておりますが、本当にこれでいいのかな。穂高と豊科は別々、あとの3地域は一緒、そんな体制になりつつありますけれども、これが将来的に理念にのった運営が本当にできるのかな、こんなことをちょっと考えさせられます。

従いまして、大規模公民館云々より中央公民館を現段階では継続しろということではありますが、私も前回質問していますように非常に中央公民館の立場、事務所の置き方、責任者の持ち方が不明確であります。従いまして、今の5地域のそれぞれ違ったところがありますので、どうやってまとめてやっていくのか、責任の所在を検討して進めてもらいたと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

内田委員、お願いいたします。

内田委員 人口が減少している中でいかにその地域の公民館活動を活発化していくかということが問題かと思うんですけども、三郷、堀金、明科は支所と併設ですので職員の活性化から始まって地域がもっともっと活性化されるような計画をされると、あと地域の公民館と連絡を密にとっていただいて、その地域がもっともっと発展するように願っています。

委員長 橋渡委員、お願いします。

教育長 公民館の職員体制と、それから中央公民館の位置づけについては市長部局にもしっかりと説明をして、何とか平成28年度第一歩が踏み出せるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

須澤委員 今、皆さんのご意見をお聞きしながら私も考えていたことの同じようなご意見を言っていたいたのが宮澤委員さんなんですが、つまりその中央公民館、これは蓮井課長さんが統括する形でおいでですが、それがどうあるべきかというのはやはり課題として残っている付帯条件、これが1点ですね。皆さんもご指摘のように豊科、穂高と三郷、堀金、明科は場所は違う、一方は支所と同じ箇所にある。その違いがある中で、全部同一のやり方でうまくいくのかという問題点、それも十分ご承知だと思います。

私も社会教育委員をやっていたので、一番この社会教育の市民に直結する立場なんです。社会教育を教育委員会が統括していますから今までの地域課という名前はいいんですけども、やはり教育委員会のもとにあるべきですのでこれは教育委員会一本、この方針が見えますので、非常に結構ではないか。

あとは公民館長さんがどのような方がおなりになるのか、ここのところが非常に大きいなと思うんです。今公募制でやられているわけですが、穂高は明科で具体的に人権教育等をやられてみえた方が公民館長になられて、非常に夜の活動が多いですから夜出られたり、それから休みの日も多いからそれも出たりというようなことで、時間外の活動がかなり公民館長さん多いということもありますので、一体どなたがそこをもし改革するとしたらやるんだろうかというようなこともこの中から出てくるかな、そんなこともちょっと思いながら運営審議会の委員の皆さん、さまざまご承知の上で検討されたと思いますのでその辺が含みがあるんじゃないかというようなことも思いながら読ませていただきました。

委員長 ありがとうございます。

この付帯意見のところ、大変現場のことを考えていただいたりとか至急に手をつけなくて

はいけないこと、それから今後時間をかけて考えていかなくはいけないことが含まれているわけですが、この付帯意見の扱いについて、今後どんなふうな扱いをされていく予定なのか、もしわかる範囲で教えていただきたい。

生涯学習課長 今回、この理念及び付帯意見等につきましては、理念を遂行するためにはこの付帯意見等の整備等が必要であるという形で進めてまいります。ただ、先ほどもお話もありましたように現在、市長部局と補助執行という形で地域づくりを進めている中におきまして、私どももこのような理念に沿いますというような形への変更等につきましては、今回この理念が出ることに伴いまして、これを受けて行政内部におきまして検討を重ねて早い時期にこの形に沿うような形にもっていくように努力するつもりでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

それではこの公民館理念を受けて付帯意見をできるだけ尊重し、それから慎重に検討していただいて早期に手をつけるものには手をつけていただく、それから丁寧に考えるべきところは考えていただくということで今、委員の中からも付帯意見を大事に考えてほしいという、そういう発言が多くありますので是非、これを大事に考えていただいて進めていただきたいと思います。委員の皆さん、そういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、そういうことでお願いしたいというふうに思います。大事な今後のところになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

教育部長 委員長、すみません。

先ほどお配りしました運営審議会の会議概要、これはホームページにもアップはしてございますが、事前にこれを参考資料としてお送りすればよかったかなと反省しております。またお帰りになりましてさまざまな議論、ここまでに至るまでのご発言をいただいておりますので、またこれもお目になっていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、特に豊科と穂高は、豊科は特に改修が進んでおりまして来年4月には新しい豊科公民館、中間教室等を含めた新たな形でスタートいたしますので、それと穂高支所は来年夏ということでございますから、いずれにしてもその組織の体制、人員の体制、また取り上げ方が、これについては極力早く方向を出す中で市民の皆様に、公民館活動をしていただく皆様方に喜ばれる体制をつくってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。10分ほど休憩をとりたいと思いますので、後半のほうの開始を11時2分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

委員長 さて、後半のほうを始めたいと思います。

今、安曇野市の公民館理念と、それから理念の実施、理念策定に伴う付帯意見について慎重に協議してもらいましたが、特に豊科等、それから改修の進んでいるところにつきまして4月1日の関係が出てきますので是非、1番の職員体制のところ今後これで進められるようにご努力いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第8号 安曇野市教育大綱の策定について

委員長 それでは、第8号に移りたいと思います。教育大綱についてお願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育大綱の策定について」資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

それでは、赤字のところをまた確認していきたいと思いますが、43ページ、「小学校・中学校の連携を強化した学校づくりの推進」、それから46ページ、「交流学习センター」の追記、それから字句の「る」を修正する、それから7、「図書館整備」を「図書館活動」という形で行う。これについては内容を細かく前回のところでまとめていただきましたので今日ですが、結論が出なかった部分についてご提案したいと思います。

9月定例会後、事務局とも調整させていただいたり、また教育長とも調整させていただいたりして基本姿勢についての扱いですが、これは前段のほうに組み入れる案をつくったりとか、それから前文のところに組み入れる案をつくったりしていろいろ検討いたしましたが、どうも教育大綱の中身からいってかなり座りがあまりよくない。それから、多くのことを語らなくてはいけないというような部分も出てきてしまいました。

それで、今日ご提案したいことは、8の基本姿勢については個別の例示なりに組み込まれているものもありますのでそういう中で対応したいということで、基本姿勢については掲載をしないというような方向でいきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。前回の

ろいろな意見をいただいたわけですが、どうでしょう。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、基本姿勢については掲載をしないということできたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、基本姿勢については掲載をしないということできたいと思います。

それでは、教育委員会の総合教育会議に諮っていく教育大綱の案としまして、42ページから48ページの中身で協議をしていく、市長との協議にかけていくということになります。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、ご異議なしということでこれで進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

教育大綱の策定について、3回の教育委員会の中で本当に慎重に協議をしていただきありがとうございました。安曇野市の子どもたち、それから教育、文化、スポーツの振興についてこの教育大綱に沿って、また市長の判断も入れていただき進めていきたいなというふうに思いますので、今度の11月25日の総合教育会議においてこれで協議いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第9号 共催・後援依頼について

委員長 それでは、議案第9号をお願いいたします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**No. 1025 インターネット安全教室 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会、
独立行政法人情報処理推進機構より後援申請**

委員長 ありがとうございます。

後援1件であります。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

所管のほうからは可であるということであります。後援ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、後援ということでお願いいたします。

◎報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について

委員長 それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。

報告事項の第1号、学校教育課、お願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

文化課、お願いいたします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 専決分、以上であります。全体を通してご質問、ご意見等ありますでしょうか。

では、報告ありがとうございました。

◎報告第2号 平成27年度事業進捗状況(懸案事項等) 教育部各課報告

委員長 続いて、各課の事業の進捗状況について報告をお願いいたします。

学校教育課、お願いいたします。

(1) 学校教育課報告

◎報告第5号 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

学校教育課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

続きまして、第5号になりますけれども、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果概要ということで、教育指導室長の飯嶋よりご報告いたします。

教育指導室長 「平成27年度全国学力・学習状況調査の結果概要について」資料を読み上げ。

委員長 今年度の全国学力・学習状況調査について説明をしていただきました。

質問、ご意見等お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 私のほうから何点かお願いしたいのですが、質問であります。

まず、これから学力向上検討委員会を組織して結果の分析をしていくということでありま

すが、平成28年度の教育計画に生かしていくということを考えておりますが、まず検討スケジュールを教えていただきたいということ、それから昨年は11月の市の広報で公表しているわけですが、今後の市民への公表日程について教えてください。

教育指導室長 取り組みについてでありますけれども、まずただいま各学校のほうでの検討を踏まえて、学力向上検討委員会も既に進めてきております。各学年、小学校、中学校の教科の担当を集め、年間8回実施する予定であります。

公表についてですが、11月の広報で公表いたしますとともにホームページのほうに掲載する予定であります。

以上です。

委員長 要望であります。今後のところで是非検討してもらいたいということでありまして、けれども、調査結果が、分析の結果を見るとほぼ昨年度と似た傾向になってきていて、安曇野市の子どもたちの学力についての課題がここ数年の間の傾向を見ていくとかなり明確になってきているのではないかと思います。それで学校での対応、市教育委員会での対応等をもう少し焦点化した対応にならないかということを感じるわけなんです。

例えば調査の今後の活用というところで、「教育委員会は」というところと「学校は」というところのこの中身はほぼ昨年と同一内容です。年度の中でこれは調査結果を生かしながら子どもたちの学力を向上するという一番の課題のところへ迫るためには重点というか、今年はどうするんだとか来年度はどうするんだという、そういう重点をしっかりと教育指導に当たっている側、それから学校の現場で子どもたちの指導に当たっている側も持っていく必要があるのではないかという気がいたします。やはり一番は、学力の底上げができるように無答者とか、または正答率が非常に低い子どもたちの底上げができるように図っていただけたらなというふうに思います。

学力調査が何年も行われてきておりますので、それが改善に向かうように是非、検討をお願いしたいというふうに思います。報告、ありがとうございました。

他の委員から何かご発言はありますか。

どうぞ。

須澤委員 おまとめご苦労さまでございました。

それで、教育課程研究会へ参加させていただいたということ、それから各学校訪問も同道させていただいたこと、その辺から感じましたことは、86ページの今後の活用の教育委員会という表題のもとの4番にございますが、三つ目の区切りの市費加配教員の配置について

検討していきますという、これでございます。たしか小中連携というところに重点を置くのだというのがこの間新聞にも出ておりましたが、特に余分な教員を県からくれるということではないようでございますから、小中連携に向けてどのように加配を重点化していくのか。例えば具体化はお考えいただいていると思いますけれども、近くに小学校、中学校があって非常にやりやすいとか、それからここ例年の結果から鑑みて効果が上がりつつある地区の小中のところに重点化していくとか、それからさらには、私はちょっと思ったのですが、劇的に全国的に点が上がっている県があるんですね。だからもちろん、県内の効果的な対策を講じられている例を大いに活用するも結構でございますが、そういった他県の活用も取り入れることができるかなと思えるものは、是非現場の安曇野市の教育会に資料提供なりしていただいて、校長会や教育会、そこの辺に少し頑張っていただきたい。例年同じような結果を繰り返してしまわないために、例年上がってないということではなくてよくなってきているんですが、やはり新教育課程がもう入りましたので授業実数は増える。では、その授業実数を消化するために行事をどう精選するか、各学校が非常に腐心されている状況の中で授業時間、内容を濃いものにしていく、その手段はかなり研究尽くされている。だけど、その中において、あ、これはいいなという方策がまだちょっとあるのではないかな。ちょっと他県の研究もいいかなと思いながら教育指導室、ご苦労いただいているところでカンフル的にそんな方法も一つあるのではないかな。

それからちょっと長くなりますが、私がもう1点思いますのは、人員的に指導室が校長先生経験者が室長におなりになったので、それプラス主事さんのような方が配置されるとその効果は大きいのではないかな。事務局の皆さんとの協働も進んでいく、私はそんなことをちょっと、大分教育指導室が前室長の活動で現在の室長先生の校長先生になられてからの活動が大分効果が上がっているように思いますので、それをさらに効果的にするためにこれはひとつ、理事者のほうでお考えいただくタイミングではないかな、こう思いながら私の意見を申し上げました。

委員長 ありがとうございます。

もし他に学力向上の問題について委員のほうからご発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、報告ありがとうございました。

(2) 生涯学習課報告

委員長 続きまして、生涯学習課、報告をお願いいたします。

生涯学習課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

生涯学習課についてご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

(3) 文化課報告

委員長 続いて、文化課、お願いします。

文化課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

委員長 文化課について、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

(4) 図書館交流課報告

委員長 それでは、図書館交流課、お願いいたします。

図書館交流課長 「平成27年度事業進捗状況報告について」資料を読み上げ。

委員長 はい、ありがとうございました。

図書館交流課について、ご意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ありがとうございました。

それでは、以後非公開といたしますので、お願いいたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第3号 平成27年度児童生徒の指定校変更及び区域外通学者について

◎報告第4号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

委員長 それでは、その他になりますが、最近の新聞紙上における教育委員会関連記事であります。今回も丁寧に集めていただきました。また、目を通していただきたいというふうに思います。

(3) その他

委員長 それでは、その他で何かありますでしょうか。

それでは、委員からの発言ということになりますが、今日は10月の定例会をもって今期の教育委員会の定例会が終わるわけですが、内田委員に出席していただく会議は今回が最終ということになりますが、本当に2期にわたり委員の職、長期にお疲れさまでした。また退任式では一言申し上げさせていただきたいというふうに思っておりますが、本当にお疲れさまでした。

内田委員 ありがとうございます。

では、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

今、最後の定例会が終わって正直ほっとしております。私のような者が安曇野市の教育行政にどのような貢献ができたかわかりませんが、私なりに精いっぱいやらせていただきました。また、8年という間務め上げることができましたのも、皆様方の温かいご指導とお力添えをいただいてここまでこられたと感謝しております。

本当に長い間お世話になり、ありがとうございます。

(一同「お疲れさまでした」の声あり)

委員長 お疲れさまでした。

それでは、お返しいたします。

◎閉 会

教育部長 どうもお疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして安曇野市教育委員会の10月定例会を閉じさせていただきます。

お疲れさまでございました。